

新型コロナウイルス感染症 国の「緊急事態宣言」に伴う飛騨市の対応

令和3年1月13日に岐阜県が緊急事態宣言対象地域に追加指定されました。岐阜県では先週から県独自の対策を実施しており、飛騨市においてもこれに呼応した対策を行っておりますので、大きな変更はありませんが、一部追加となった内容を含め、改めて市民の皆さんへのお願いと市の対応をお知らせいたします。

※ 下線部分が1月9日に発表した市の対応からの追加・変更点です。

1. 市民・事業者の皆様へお願い

(1) リスクを伴う飲食の自粛

- 昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食について自粛をお願いします。
 - 家族やパートナー以外との飲食
 - 長時間の飲食
 - 酒類を伴い、大声を出す飲食
 - マスク無しで会話を伴う飲食 など
- 飲食をする場合は、夜間の飲食はもちろんのこと、ランチや飲酒を伴わない会食、職場での昼食等においても、食べたり飲んだりする時だけマスクを外す「マスク飲食」の徹底をお願いします。

(2) 多くの人との接触の回避

- 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- 室内での「三つの密」を避け、特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の人が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けてください。
- 20時以降の不要不急の外出を避けてください。（医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩、雪またじなど、生活や健康の維持のために必要な外出や活動は差し支えありません）

(3) 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 特に、緊急事態措置を実施すべき区域の都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、栃木県）に対しては不要不急の移動自粛の徹底をお願いします。

(4) 酒類提供の飲食店に対する時短の要請

- 対象店舗 酒類を提供する飲食店
- 営業時間 20：00までに短縮
- 酒類の提供 11：00から19：00までに短縮
- 期間 1月12日(火)から2月7日(日)

(5) 飲食店に対する時短の要請

- 対象店舗 上記以外の飲食店
- 営業時間 20：00までに短縮
- 酒類の提供 11：00から19：00までに短縮
- 期間 1月16日(土)から2月7日(日)

(6) その他の業種に対する時短の働きかけ

- パチンコ店及びジムなどの運動施設等に営業時間を20時までとする時間短縮の働きかけを行います。

2. 市の対応

(1) 小中学校・放課後児童クラブ・スポーツ少年団

- これまでの感染防止対策を継続し、授業や部活動では、感染リスクの高い活動を徹底回避します。具体的には、「対面で議論するグループワーク」や「密集・近距離で接触する活動」、近距離での合唱・楽器演奏など「近距離で発声等する活動」を回避します。
- 中学校の部活動については、平日のみ2時間以内の活動とし、土日は原則行いません。また、他校との合同練習や練習試合は自粛します。公式試合に参加する場合は、主催者が定める感染防止対策を徹底することとし、公式試合当日までの2週間に限り、土曜日または日曜日のどちらか1日のみ3時間以内の活動を行います。（令和3年1月15日追加情報）
- スポーツ少年団の活動については、1日の活動時間を2時間までとし、夜間の活動は20時までとします。また、活動は市内のみで行い、他団体との合同練習や対外試合は自粛を要請します。公式試合に参加する場合は主催者が定める感染防止対策の徹底を要請します。（令和3年1月15日追加情報）

(2) 保育園・子育て支援センター・放課後等デイサービス等

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

(3) 医療機関、社会福祉施設・老人福祉施設等

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

(4) 市有施設等

- スポーツ施設、文化施設、温浴施設、公民館等の貸館施設は、営業時間を20時までとする時間短縮を実施します。（別紙一覧のとおり）
- 市内の温浴施設に付随する飲食施設の飲食の提供も、20時まで（酒類提供は19時まで）とする時間短縮を実施します。

(5) イベント等

- 市が主催・関与するイベント、市民や団体等が主催するイベント等について、定員に対する収容率 50%以下での開催を徹底するとともに、特に、緊急事態措置を実施すべき区域の都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、栃木県）からの参加自粛を要請します。

(6) 観光キャンペーン等

- 宿泊補助及び GOTO SKI キャンペーンについて、飛騨市民のみの利用に限定します。

(7) 市職員の出張等

- 緊急事態措置を実施すべき区域の都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、栃木県）への不要不急の出張を控え、原則、電話会議やビデオ会議で対応します。
- 県内出張の際は飲食等に十分注意するとともに、感染防止対策を徹底します。